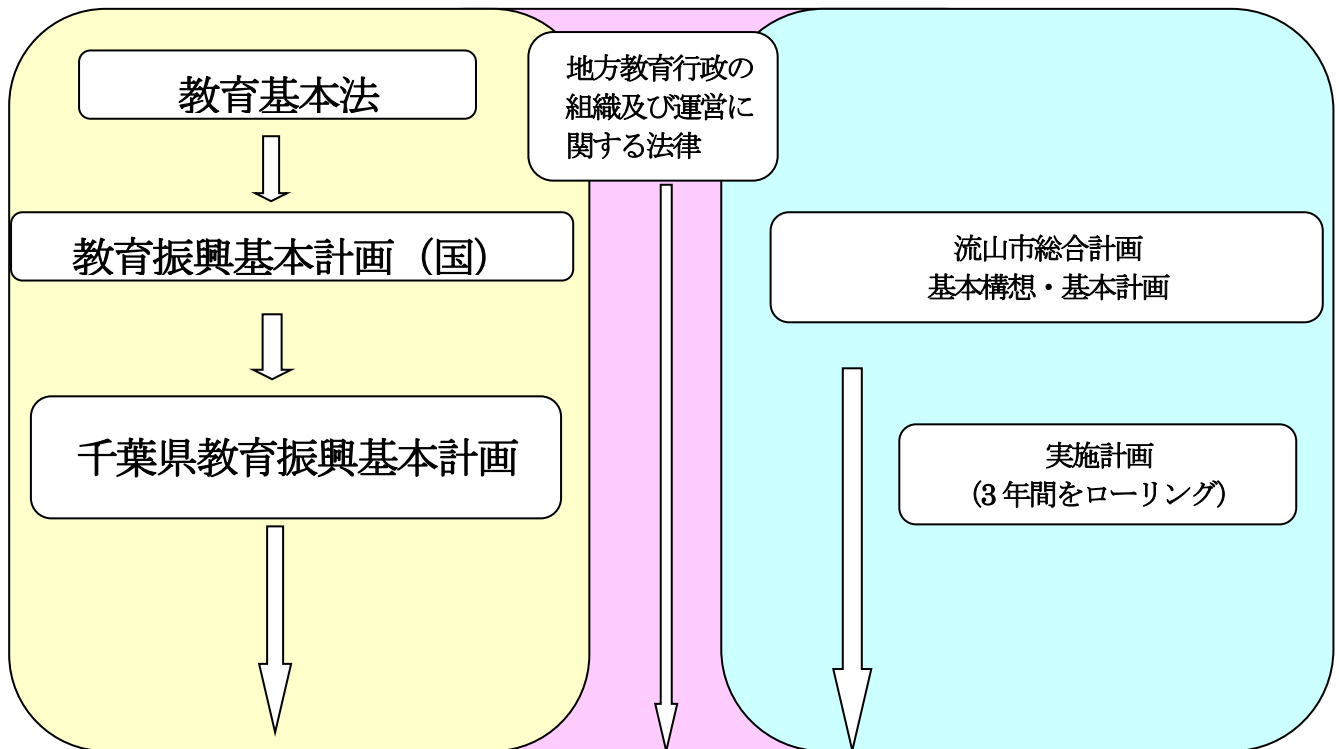


第2節 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



流山市教育振興基本計画

<学 校 教 育>

学びに向かう力と自立する子どもを育む

- 1 豊かな学びを支える教育内容の充実
- 2 教育施設設備の充実
- 3 子どもの健康保持・増進
- 4 学校・家庭・地域とともに進める協働教育の推進
- 5 教育施策の充実強化 「学力」「気力」「体力」

<生 涯 学 習>

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

- 1 人生を豊かにできる生涯学習の推進
- 2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実
- 3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承
- 4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進